

No. 45

制 度 名	幼児教育・保育無償化業務支援事業	主管課名	子ども未来課 企画・幼稚園 G		
		問合せ先	029-301-3252		
目的・趣旨	幼児教育・保育無償化にあたって市町村において所要となる経費への支援				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 以下のいずれかの事業を対象とする。</p> <p>1 市町村で認可外保育施設の無償化の実施（※）に要する事務費、システム改修費への支援</p> <p>※認可外保育施設は、無償化制度の対象の条件として①児童福祉法に定める設置届を出している②国が定める基準を満たしている（指導監督基準を満たす証明書が発行されている）必要があるが、無償化制度開始後5年間（R5年度まで）は、経過措置として①を満たせば②の基準を満たしていない認可外保育施設であっても無償化制度の対象となっている。経過措置期間中に認可外保育施設における質の確保・向上に向けた取組を行うにあたって諸経費がかかる場合に、補助の対象となる。</p> <p>2 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を円滑に進めるために必要となる事務費及びシステム改修費等</p> <p>[補助要件等] 以下のいずれかの要件を満たす場合に補助する。</p> <p>1 認可外保育施設の無償化の実施に必要となる事務費（システム等の改修費を含む）を市町村が支出すること。</p> <p>2 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に必要となる事務費を市町村が支出すること。</p> <p>[対象経費] 対象事業に係る職員等の超過勤務手当、非常勤職員の賃金・報酬・共済費、職員旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、報償費、委託費、使用料及び賃借料等</p> <p>[補助限度額等] 市町村の所要額</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村		—	10/10	—	—
〔4年度当初予算額〕 39,456千円		〔4年度補助対象団体〕 13市町村			
<p>[備考] 国⇒県に支出される交付金を原資に健やかこども基金に積立てし、当該積立金からの繰入金を財源として、県⇒市町村に補助。</p>					